

練馬区立石神井西小学校 P T A 個人情報取扱規程

保 存 版

令和 7 年 3 月発行

練馬区立石神井西小学校 P T A 個人情報取扱規程

第 1 条 【目的】

この規程は、石神井西小学校 P T A（以下、「本会」という。）が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第 2 条 【責務】

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

第 3 条 【守秘義務】

本会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

第 4 条 【規程の周知】

本会は、この規程を配付等により会員に周知する。

第 5 条 【個人情報の取得】

- 1 本会は、各活動に応じて会員の個人情報を取得する。
- 2 本会が会員から取得する個人情報は、児童および保護者の氏名、学年、学級、電話番号、メールアドレス他、活動に必要な事項とする。ただし、取得にあたっては利用目的を明らかにし、同意の上取得するものとする。
- 3 要配慮個人情報については、あらかじめ会員本人の同意を得ないで取得してはならない。

第 6 条 【同意の取消し】

- 1 会員は本会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別または全ての項目について同意を取り消すことができる。
- 2 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。

第 7 条 【個人情報の利用】

- 1 本会が保有する個人情報は、本会規約第 2 章第 2 条の活動目的を達成するため、規約第 2 章第 3 条の活動を行うにあたり、次の項目に沿った利用を行う。
 - （1）会員名簿をはじめとする各種名簿の作成
 - （2）会議および事業の開催、会報誌の送付
 - （3）会費の集金および管理
 - （4）各係などの連絡
 - （5）その他、総会または役員会において認められた項目

- 2 本会は、前項（５）により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、遅滞なく前項に定めることとする。
- 3 本会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第１項に定める項目の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

第８条 【個人情報の提供等】

- 1 本会および会員は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。
 - （１）法令に基づく場合
 - （２）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - （３）公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合
 - （４）国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
 - （５）役員に関するもので、国、東京都、練馬区、ＰＴＡ連合協会またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、ＰＴＡに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
 - （６）本会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合
 - （７）その他、本会規約第２章第３条の事業（活動）を行うために必要で、総会または役員会で認められた場合
- 2 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、次の項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。
 - （１）第三者の氏名、住所、電話番号等
 - （２）提供した個人情報の項目および件数
 - （３）提供した理由
 - （４）提供することに対し、対象者の同意を得ている旨
 - （５）その他特に必要があると認めた項目
- 3 本会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、次の項目について確認を行わなければならない。
 - （１）第三者の氏名、住所、電話番号等
 - （２）提供をうける個人情報の項目および件数
 - （３）第三者が個人情報を取得した経緯
 - （４）提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨
 - （５）その他特に必要があると認めた項目

第９条 【個人情報の管理】

- 1 本会が取得した個人情報は、役員が適正に管理する。
- 2 本会から配付を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

第１０条 【個人情報の安全管理措置等】

- 1 本会は取扱う個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

- 2 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。
- 3 個人情報漏えい補償制度に加入し、万が一の個人情報漏えい時に備えることとする。

第 11 条 【その他】

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第 12 条 【規程の改正】

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規程を改正した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 5 月 25 日、一部改訂、削除。

令和 7 年 3 月 19 日、一部改訂、削除。